

第 1 回 堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会 次第

開催日 令和 8 年 6 月 18 日 (木)

時間 9:30～11:00

開催場所 本館 3 階第 3 会議室

1 委員自己紹介

2 堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会について

3 堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組について

【以下 協議案件】

4 会長選出

5 認定地域クラブの認定要件について

6 その他

堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会規約

(名称)

第1条 本会は、堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、堺市立中学校の生徒にとって望ましい部活動及び地域クラブ活動（以下「部活動等」という。）の環境の構築及び教職員の働き方改革等の実現に向けて、持続可能な部活動等のあり方や地域連携・地域展開の段階的实施に関する課題、新たな地域スポーツ・文化芸術の創造について、取組の推進に向けた総合的な方策を検討するために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 持続可能な部活動等のあり方に必要な事項に関すること。
- (2) 部活動の地域連携及び地域展開に必要な事項に関すること。
- (3) 生徒のスポーツ・文化活動並びに学校・地域の現状その他諸課題に係る連携及び調整に関すること。
- (4) その他、会長が必要と認める事項に関すること。

(委員の構成)

第4条 委員は別表に掲げる者をもって構成する。別表中、文化観光局及び教育委員会事務局の職員である者が、別表に掲げる職を退いたときは、委員の職を失うものとし、後任者がその職を継承する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、毎年度4月1日以降最初を開く会議で、委員の互選により定める。

- 2 副会長は、学校教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会に著しく支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下、単に「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第9条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第11条 会議は、公開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(専門部会)

第12条 協議会は必要に応じて専門的な事項の検討、その他事務的な調整を図るため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会の委員のうちから会長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会の部会長は、当該専門部会に所属する委員の互選により定める。

4 専門部会は、協議会の議決により付議された事項について速やかに検討し、その結果を協議会に報告しなければならない。

5 会長は、専門部会を総括する。

6 第7条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(事務局および庶務)

第13条 協議会の事務局は、学校保健体育課に置き、専門部会の事務局は部会長の属する組織に置き、両事務局は、連携を図りながら必要な庶務を処理する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は令和8年4月1日から施行する。
(招集の特例)
- 2 この規約による最初の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
(この規約の失効)
- 3 この規約は、協議会の目的を達成した日に、その効力を失う。

別表（第4条関係）

教育委員会事務局	学校教育部長
	学校保健体育課長
	総務課長
	地域教育振興課長
文化観光局	スポーツ推進課長
	文化課長
学識経験者等	部活動に関し学識経験を有する者
学校関係者	堺市立中学校の校長から選出された者（文化及びスポーツに関して3名以内）
	堺市中学校体育連盟から選出された者
	堺市PTA協議会から選出された者

令和8年度 堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会委員

	名前	区分
1	百田 真也	教育委員会事務局
2	西尾 朋章	
3	山崎 千春	
4	松本 展典	
5	神楽所 万佐弘	文化観光局
6	若林 晴香	
7	三戸口 聖子	学校関係者
8	野中 衣里	
9	野口 仁志	
10	泉谷 浩幸	
11	清水 良友	堺市PTA協議会
12	神谷 拓	学識経験者等
13	中村 浩也	

1. 背景と目的

〈国の動向〉

○令和7年12月、文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」により、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、理念、方針、予定が示された。

理念	学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、すべての子どもが希望に応じて継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること。また、地域全体で支えることによる新たな価値を創出すること。
方針	休日の学校部活動は原則すべて地域展開をめざす。平日の部活動は地域の実情に応じて、段階的・柔軟に対応する。
予定	令和8年度から6年間で「改革実行期間」。令和10年度に中間評価を実施し、必要に応じて取組再検討。前期:令和8年度～令和10年度、後期:令和11年度～令和13年度。

〈本市の対応〉

○少子化・教職員の働き方改革及び国の動向を背景に、本市における部活動及び地域クラブ活動のあり方を示すために解決すべき課題を「子ども」「学校」「地域」の3つの視点から整理し、解決に向けた具体的取組を構築する。

○具体的取組の構築にあたっては、下記に示す指針等から導き出される部活動及び地域クラブ活動の望ましい姿をもとに検討する。

- 1.第4期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～
(令和8年2月策定)
- 2.「子どもがスポーツ・文化芸術活動に求めるもの」(別紙)
堺市立中学校スポーツ・文化芸術活動シンポジウムinららぽーと堺
※部活動地域連携・地域展開事業に子どもの意見を反映することを目的としたシンポジウム(令和7年1月実施)
- 3.堺市立学校園ウェルビーイング向上のための取組指針Ⅱ
(令和8年3月策定)

2. 望ましい姿と想定される課題

3つの視点	望ましい姿	想定される課題
子ども	自分が選ぶスポーツ・文化芸術活動を通して成長できることも	○部活動及び地域クラブ活動の充実 ○活動の活性化・安全安心の推進
学校	子どもに向き合う時間を確保できる学校	○働き方改革の推進
地域	堺にゆかりのある専門的な指導ができる人材などがスポーツ・文化芸術活動でこどもとかわる地域	○地域連携・地域展開の推進

3. 取組の基本的な考え方・方向性

○基本的な考え方

▶それぞれのこどもが「学び・成長」を実感できるスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する

○取組の方向性

- ▶平日の部活動はあり方を工夫・改善して継続する。(地域連携)
- ▶休日の部活動は認定地域クラブ活動に切り替える。(地域展開)

子ども	こどもが安全に、ワクワクしながら、自分に合ったスポーツや文化芸術活動を選択して、平日休日ともに取り組むことができる環境を整備する。
学校	各教職員の専門性を放課後の時間に活用できるように、部活動数を適正化し、部活動時間を整理する。
地域	生徒や保護者が安心して参加を選択できる地域クラブ活動制度を構築し、プロ選手や専門的な指導ができる人材などとのつながりを推進する。

4. 具体的取組の内容

〈「こども」視点〉

- 「ハンドブック-部活動を指導するにあたって-」の改訂（令和8年度～）
 - ▶それぞれのこどもの「学び・成長」をより丁寧にはぐくむスポーツ・文化芸術活動を実現するために、国の通知やガイドライン等を反映させるなど随時見直しを図り、生徒・保護者・指導者などに周知を図る。
- 堺クオリティ研修（指導者人材育成研修）の構築（令和8年度～）
 - ▶スポーツ・文化芸術活動でこどもの自主性・自発性を引き出し、安全・安心な活動を推進できる指導者の資質等の涵養を目的とした研修を構築する。

〈「学校」視点〉

- 標準活動時間の導入（令和8年9月～試行実施、令和9年度～実施）
 - ▶部活動の活動時間を顧問の勤務時間内（平日1H程度）とする。
 - ▶生徒の希望に応じて、学校として校長が承認できる場合は、顧問の申請によりハンドブックで定めた上限（平日2H／休日3H＝国ガイドライン）の範囲での練習を可能とする。
 - ※申請の確認によって休日の活動ニーズの把握を行う。
- 拠点校部活動の拡充（令和8年度～段階的实施）
 - ▶休日活動を行っている部活動を主な対象とし、部員数等に応じて、区ごとを基本に拠点校を設定する。
 - ▶拠点校部活動に必要とされる顧問数のうち、教職員で充足できない人員については、部活動指導員によって補完する。

〈「地域」視点〉

- 学校施設開放事業の活用（令和8年度～段階的实施）
 - ▶申請により休日に活動している部活動（拠点校含む）を段階的に「認定地域クラブ活動」に切り替える。
 - ※新しく活動団体等の受け皿を作ることなく学校施設を利用した活動が可能であり、生徒や保護者の安心につながる。
- 専門的な指導機会の拡充（令和8年度～）
 - ▶プロチーム（バレーボール、サッカー、野球など）との連携のほか、トレーニング指導や吹奏楽・茶道・ボウリング・軽音楽の指導など、専門的な指導ができる人材による指導機会を一層充実させる。

5. 協議会の設置

〈堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会〉

- 堺市立中学校の生徒にとって望ましい部活動及び地域クラブ活動の環境の構築並びに教職員の働き方改革等の実現に向けて、次の事項を検討することを目的に協議会を設置する。（令和10年度に中間評価を実施）
- ▶持続可能な部活動及び地域クラブ活動のあり方（ICTの活用等含む）
 - ▶地域連携及び地域展開の段階的实施に関する課題
 - ▶スポーツ・文化芸術における新たな活動の創造

6. ロードマップ（3つの視点別の取組）

	「こども」視点	「学校」視点	「地域」視点
令和8年度	・ハンドブック改訂 ・堺クオリティ研修構築	・標準活動時間の試行実施 ・部活動指導員による拠点校部活動指導	・休日部活動を段階的に「認定地域クラブ活動」に切り替え
令和9年度	・堺クオリティ研修実施	・標準活動時間の実施 ・区内拠点校部活動試行実施等	・専門的な指導機会の拡充
令和10年度	協議会において中間評価（必要に応じて取組再検討）		
令和13年度まで	【改革実行期間（後期）】 ・休日活動している部活動についてはすべて「地域クラブ活動」に切り替え、市内を複数エリアに分割し、外部で運営（指導者勤怠管理、報酬支払、指導者配置等）を行う。		

堺市立中学校スポーツ・文化芸術活動シンポジウムinららぽーと堺（令和7年1月実施） 別紙 ～こどもがスポーツ・文化芸術活動に求めるもの～

〈実施概要〉

放課後に部活動や習い事など、様々な過ごし方をしているこどもの立場から、こども自身が「魅力を感じるスポーツや文化芸術活動について」の意見交流や、いま取り組んでいることで「充実している点やもっとこうしてもらいたい点」などを堺市立中学校の生徒と大学教授で話し合い、部活動地域連携・地域展開事業にこどもの意見を反映することを目的としたシンポジウム。



意見集約

「こどもたちがスポーツ・文化芸術に求めること」

- ・色んな場面でワクワクしたい！（スポーツ・文化芸術活動を楽しむこと）
- ・友だちとおしゃべりをしたい！（みんなで集まって交流すること）
- ・困ったときに大人に助けてほしい！話を聞いてほしい！（適切な指導や援助を受けること）
- ・練習の内容とか役割分担とかを決める時に話を聞いてほしい！（自分たちで活動をつくること）
- ・ケガをしたくない・体調を崩したくない！（安全な環境で活動すること）
- ・充実した施設で活動をしたい！（スポーツ・文化芸術活動をする条件整備を求めること）

○学校：働き方改革の推進

標準活動時間の導入

〈課題の整理〉

①中学校教職員「勤務時間外在校等時間」(R7)

校種	ひとり当たりの年間時間外 在校等時間（平均値）	ひと月当たり （平均値）	ひと月80時間超 教職員数 （年間960時間超）
幼稚園（38人）	250時間24分	20時間52分	0人
小学校（2,789人）	322時間36分	26時間53分	0人
中学校（1,583人）	452時間36分	37時間43分	27人
高等学校（110人）	250時間12分	20時間51分	0人
支援学校（235人）	205時間0分	17時間05分	0人
全体（4,755人）	357時間0分	29時間45分	27人

※部活動の練習終了時刻が年間通じて勤務時間を超えている実態がある。

②部活動顧問が勤務時間外を前提とした設定になっている

③部活動顧問としての時間は勤務時間（超勤 4 項目に非該当）

・富山地裁判決：学校の安全配慮義務違反が原因

○学校：働き方改革の推進

標準活動時間の導入

平日

【標準】平日1H
(勤務時間内)

部活動

勤務時間内

勤務時間外

ガイドライン内

部活動

+1H
(要申請)

休日

【標準】活動なし

公式戦・大会・コンクール等の参加

ガイドライン内

+3H
(要申請)

地域クラブ活動に関する認定制度の概要（たたき台）①

（資料6）

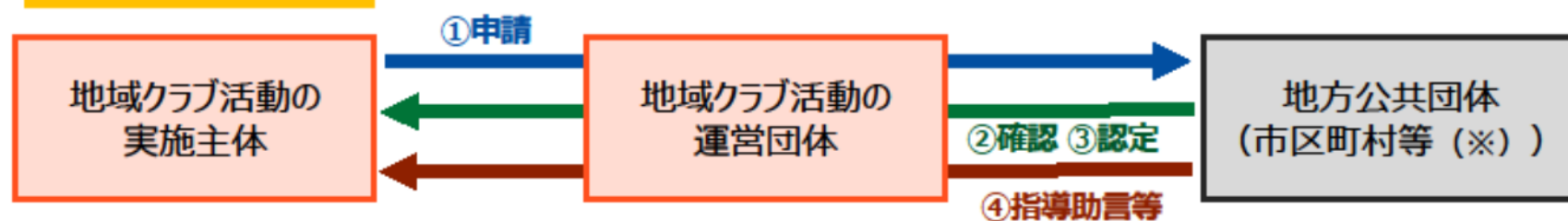
制度構築に当たっての基本方針

- ① 学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動に関する要件等として、ふさわしい内容とする。
（営利等を目的とする民間クラブの活動との区別や質の担保、生徒の多様なニーズへの対応、公的支援の対象とするなどの観点を十分に考慮）
- ② 地域クラブ活動の多様な実態を踏まえる（高い基準となり過ぎない、個別具体的な内容となり過ぎない）。
- ③ 地方公共団体における認定事務等の円滑な実施にも配慮する。

定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市区町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。

認定方法・手続



- ①地域クラブ活動の実施主体からの申請（運営団体を經由） ②地方公共団体による確認（必要に応じて現地調査等を実施）
③地方公共団体による認定 ④地方公共団体による認定後の指導助言等（必要に応じて認定取消し）

（※）基本的に市区町村が認定等を実施。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施

（※）国が示した要件に則って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したもののみならず

地域クラブ活動に関する認定制度の概要（たたき台）②

認定要件の骨子

事項	要件・確認事項のポイント
活動の目的・理念	・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障 ・ 競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない
活動時間・休養日	・ 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・ 週2日（休日だけ活動する場合は週1日）の休養日を設定
会費	・ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定（国が示す目安を踏まえる）
指導体制	・ 暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底 ・ 地方公共団体が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
安全確保	・ 生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施 ・ 施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化 ・ 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）
運営体制	・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示 ・ 営利を主たる目的とせずに運営 ・ 大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
学校等との連携	・ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有 ・ 学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての適切な連絡調整

（※1）円滑な実施の観点から、一部の要件については一定期間の経過措置を設けることを検討

（※2）別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

想定される認定の効果（メリット）

- ①市区町村等による情報提供の促進 ②公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
 ③希望する教職員の兼職兼業の対象 ④大会・コンクールへの円滑な参加 など

国の示すたたき台を踏まえた本市の認定地域クラブ要件について（案）

【参加生徒について】

- ・活動拠点が原則として堺市内であること。
- ・中学生を主たる対象とすること。
- ・団体の参加者の半数以上が、堺市内に在住または在学している中学生であること。

【勝利至上主義の禁止について】

- ・会員の加入に当たっては、スカウトや選抜等を行わないこと。
- ・経験の有無にかかわらず全てのこどもを受け入れ、教育的価値を重視した指導を行うこと。

【学校と地域クラブの連携について】

- ・活動場所となる学校および参加者の在籍校と適切に連携し、活動状況や指導体制について情報共有を行うとともに、教育的意義を踏まえた協力体制を構築していること。

【体罰・ハラスメントに関すること】

- ・性的ハラスメント、いじめ、暴力、暴言、その他の不適切行為を行わないことを誓約し、自治体が指定するハラスメント防止研修を毎年度受講すること。
- ・指導者および運営者は、日本版DBS（性犯罪歴確認制度）による確認を受け、その結果をクラブ運営団体および自治体に提出すること。確認は毎年度実施するものとする。

堺市認定地域クラブへの認定に伴う支援内容（案）

【大会参加について】

- ・ 中体連に加盟できるよう、加盟金の負担軽減に配慮した支援を行う。
- ・ 大会参加の際、認定地域クラブの名称で参加することができる。

【地域展開について】

- ・ 市教育委員会が進める地域展開と連携する対象として検討している。